

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3により、塩谷町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

1.行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	(1)主事補又は技師補の職務 (2)主事又は技師の職務	38	29.0	主事	26	50	38.2	係員級
				主事補	6			
				保育士	2			
				保健師	1			
				管理栄養士	1			
				技師補	1			
				社会福祉士	1			
				計	38			
2級	(1)知識、経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	12	9.2	主事	8			
				保育士	2			
				保健師	1			
				管理栄養士	1			
				計	12			
3級	(1)係長又は主査の職務 (2)副主幹の職務	37	28.2	係長	9	37	28.2	係長級
				主査	22			
				主任保育士	1			
				保育士	2			
				主任介護支援専門員	1			
				主任保健師	1			
				保健師	1			
				計	37			
4級	(1)課長補佐、所長の職務 (2)高度の知識、経験を必要とする業務を行う副主幹、係長又は主査の職務	16	12.2	課長補佐	5	16	12.2	課長補佐級
				副主幹	9			
				主査保育士	2			
				計	16			
5級	(1)会計管理者 (2)課長、事務局長の職務 (3)主幹の業務 (4)特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う課長補佐、所長の職務	13	9.9	園長	1	28	21.4	課長級
				主幹	12			
				計	13			
6級	(1)困難な業務を行う会計管理者 (2)困難な業務を行う課長、事務局長の職務	15	11.5	課長	12			
				事務局長	2			
				室長	1			
				計	15			
合計		131	100.0					

2.技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	労務職員(乙)の職務 労務職員(甲)の職務 技能職員の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	経験を必要とする労務職員(甲) (乙)の職務 技能経験を有する技能職員の職務	3	75.0	運転手 用務員	1 2			
				計	3			
3級	相当の経験を必要とする労務職員 (甲)(乙)の職務 相当の技能若しくは経験を必要と する技能職員の職務	0	0.0			4	100.0	技能労務 職員級
				計	0			
4級	主任技能職員の職務	1	25.0	用務員	1			
				計	1			
	合計	4	100.0					